

議案第 52 号

京田辺市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について

京田辺市職員の自己啓発等休業に関する条例を別紙のとおり定める。

令和6年11月28日 提出

京田辺市長 上村 崇

(提案理由)

公務を取り巻く社会環境の変化に対応できるよう、職員に自発性や自主性を生かした幅広い能力開発や国際協力の機会を提供することを目的とした自己啓発等休業制度を導入するため、提案するものである。

京田辺市職員の自己啓発等休業に関する条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の5第1項、第5項及び第6項の規定に基づき、職員の自己啓発等休業（法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（自己啓発等休業の承認）

第2条 任命権者は、職員としての在職期間が2年以上である職員が自己啓発等休業を請求した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、大学等課程の履修（法第26条の5第1項に規定する大学等課程の履修をいう。以下同じ。）又は国際貢献活動（同項に規定する国際貢献活動をいう。以下同じ。）のための休業を承認することができる。

（自己啓発等休業の期間）

第3条 法第26条の5第1項の条例で定める期間は、大学等課程の履修のための休業にあっては2年（大学等課程の履修の成果をあげるために特に必要な場合として任命権者が認める場合は、3年）、国際貢献活動のための休業にあっては3年とする。

（大学等教育施設）

第4条 法第26条の5第1項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。

（1） 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に規定する大学（当該大学に置かれる同法第91条に規定する専攻科及び同法第97条に規定する大学院を含む。）

（2） 学校教育法第1条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち、当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものであって同法第104条第7項第2号の規定により大学

又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設（自己啓発等休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合に限る。）

（3）前2号に相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）

（奉仕活動）

第5条 法第26条の5第1項の条例で定める奉仕活動は、次の各号に掲げる奉仕活動とする。

（1）独立行政法人国際協力機構が独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第4号に基づき自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動（当該奉仕活動を行うために必要な国内における訓練その他の準備行為を含む。）

（2）前号以外の国際協力の促進に資する外国における奉仕活動のうち職員として参加することが適当であると任命権者が認めるもの（自己啓発等休業の承認の請求）

第6条 自己啓発等休業の承認の申請にあたっては、自己啓発等休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容を明らかにしてしなければならない。

（自己啓発等休業の延長）

第7条 自己啓発等休業をしている職員は、当該自己啓発等休業を開始した日から引き続き自己啓発等休業をしようとする期間が第3条に規定する休業の期間を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、自己啓発等休業の期間の延長を請求することができる。

2 自己啓発等休業の期間の延長は、任命権者が認める特別の事情がある場合を除き、1回に限るものとする。

（自己啓発等休業の承認の取消事由）

第8条 法第26条の5第5項の条例で定める事由は、次の各号に掲げる事由とする。

（1）自己啓発等休業をしている職員が、正当な理由なく、その者が在学している課程を休学し、若しくはその授業を頻繁に欠席していること

又はその者が参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていないこと。

(2) 自己啓発等休業をしている職員が、その者が在学している課程を休学し、停学にされ、又はその授業を欠席していること、その者が参加している奉仕活動の全部又は一部を行っていないことその他の事情により、当該職員の請求に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生ずること。

(報告等)

第9条 自己啓発等休業をしている職員は、任命権者から求められた場合のほか、次に掲げる場合には、当該職員の請求に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動の状況について任命権者に報告しなければならない。

- (1) 当該職員が、その請求に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動を取りやめた場合
 - (2) 当該職員が、その在学している課程を休学し、停学にされ、若しくはその授業を欠席している場合又はその参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていない場合
 - (3) 当該職員の請求に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生じている場合
- 2 任命権者は、自己啓発等休業をしている職員から前項の報告を求めるほか、当該職員と定期的に連絡を取ることにより、十分な意思疎通を図るものとする。

(職務復帰後における給与の調整)

第10条 自己啓発等休業をした職員が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該自己啓発等休業の期間を大学等課程の履修又は国際貢献活動のためのもののうち、職員としての職務に特に有用であると認められるものにあっては100分の100以下、それ以外のものにあっては100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(京田辺市職員の給与に関する条例の一部改正)

2 京田辺市職員の給与に関する条例（昭和32年京田辺市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第6条第4項に次の1号を加える。

(5) 自己啓発等休業（法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をいう。以下同じ。）を始め、又は自己啓発等休業の終了により職務に復帰した場合

第17条第2項に次の1号を加える。

(7) 自己啓発等休業をしている職員

第17条第5項に次の1号を加える。

(4) 自己啓発等休業をしている職員として在職した期間については、その2分の1の期間

第18条第2項第2号中「第6号までの一」を「第7号までのいずれか」に改める。

(京田辺市上下水道部企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

3 京田辺市上下水道部企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和43年京田辺市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第20条の3の次に次の1条を加える。

(自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与)

第20条の4 地方公務員法第26条の5第1項の承認を受けた職員には、自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。ただし、期末手当及び勤勉手当については、この限りでない。

京田辺市職員の自己啓発等休業に関する条例（案）新旧対照表

改正案	現 行	改正理由
<p>[京田辺市職員の給与に関する条例の一部改正（附則第2項関係）] (給与の口座振込み)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 職員が給与期間の中途において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその給与期間の給料は、前項に規定する日割計算によりこれを支給する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 自己啓発等休業（法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をいう。以下同じ。）を始め、又は自己啓発等休業の終了により職務に復帰した場合</u> (期末手当)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 前項の規定により、期末手当の支給を受ける職員は、それぞれの基準日在職する職員のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(7) 自己啓発等休業をしている職員</u></p> <p>3及び4 (略)</p> <p>5 第3項に規定する在職期間は、職員として在職した期間とし、次に掲げる期間を算入しない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 自己啓発等休業をしている職員として在職した期間については、その2分の1の期間</u></p> <p>6～8 (略) (勤勉手当)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 前項の規定により、勤勉手当の支給を受ける職員は、それぞれの基準日在職する職員のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第17条第2項第3号から<u>第7号までの</u>いずれかに該当する者</p> <p>3～6 (略)</p>	<p>[京田辺市職員の給与に関する条例の一部改正（附則第2項関係）] (給与の口座振込み)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 職員が給与期間の中途において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその給与期間の給料は、前項に規定する日割計算によりこれを支給する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 前項の規定により、期末手当の支給を受ける職員は、それぞれの基準日在職する職員のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>3及び4 (略)</p> <p>5 第3項に規定する在職期間は、職員として在職した期間とし、次に掲げる期間を算入しない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>6～8 (略) (勤勉手当)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 前項の規定により、勤勉手当の支給を受ける職員は、それぞれの基準日在職する職員のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第17条第2項第3号から<u>第6号までの</u>一に該当する者</p> <p>3～6 (略)</p>	<p>自己啓発等休業に関する日割規定の追加</p> <p>期末手当に係る自己啓発等休業の取扱規定の追加</p> <p>勤勉手当に係る自己啓発等休業の取扱規定の追加</p>
[京田辺市上下水道部企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正（附則第	[京田辺市上下水道部企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正（附則第	

京田辺市職員の自己啓発等休業に関する条例（案）新旧対照表

改正案	現 行	改正理由
<p>3 項関係)] (育児休業の承認を受けた職員の給与) 第20条の3 (略) <u>(自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与)</u> <u>第20条の4 地方公務員法第26条の5条第1項の承認を受けた職員には、自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。ただし、期末手当及び勤勉手当については、この限りでない。</u></p>	<p>3 項関係)] (育児休業の承認を受けた職員の給与) 第20条の3 (略)</p>	給与に係る自己啓発等休業の取扱規定の追加